

# 山本行政ニュース

編集 発行人

行政書士法人

山本事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-8-21

中央ビル5F

TEL 03(3567)3071

FAX 03(3567)3078

ぼたん

## 5D (奉月) MAY

3日・憲法記念日  
4日・みどりの日  
5日・こどもの日

日	13	27
月	14	28
火	15	29
水	16	30
木	17	31
金	18	.
土	19	.
日	20	.
月	21	.
火	22	.
水	23	.
木	24	.
金	25	.
土	26	.

## D w k ; q Ñ ;

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 国 税 / 4月分源泉所得税の納付<br>5月10日                          | 国 税 / 確定申告税額の延納届出による徴収猶予税額の納付      |
| 国 税 / 3月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等) 5月31日               | 国 税 / 特別農業所得者の承認申請<br>5月31日        |
| 国 税 / 9月決算法人の中間申告<br>5月31日                          | 地方税 / 自動車税・鉱区税の納付<br>都道府県条例で定める日   |
| 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の<br>消費税等の中間申告<br>(年3回の場合) 5月31日 | 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告<br>書の提出 5月21日 |
| 国 税 / 個人事業者の消費税等の中<br>間申告(年3回の場合) 5月31日             | 労 務 / 労働保険料(全期・1期分)の<br>納付 5月21日   |

## ëïÛ ĩÄ S Î% Ú%; ww ù

行政改革の一環として、現在8つある政府系金融機関の統廃合が行われ、平成20年10月から新体制に移行します。8つのうち公営企業金融公庫など3つが廃止及び民営化され、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫など5つ(当初、4つ)が1つの政策金融機関として統合されるとともに、業務の見直しが行われます。

# ワーク・ライフ・バランス企業へ

## 1

### ワーク・ライフ・バランスとは

最近、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉がマスコミなどによく登場するようになりました。ワークは仕事、ライフは生活、それぞれ両者のバランスが大切との考え方です。そこで、今回はこの「ワーク・ライフ・バランス」について取り上げてみましょう。

ワーク・ライフ・バランスとは、働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことに取り組めなくなるのではなく、両方を実現できる状態のことです。

ある企業は、残業もあるごく普通のメーカーでした。社長の発案で週1日のノー残業デーを始めました。始めはなかなか守られませんでした。が、定時退社の実現にこだわる社長は何回も繰り返し指示を出し、強制的に消灯するなどの取り組みもしました。定時に帰るため、会社をあげて仕事への集中度を高め、段取りを工夫し、仕事を効率化し、無駄な仕事が減りました。ノー残業デーはだんだん増え、ついには毎日がノー残業デーになりました。この企業は長年、連続で増収増益を続けているそうです。この企業では、残業がないので、従業員は、男性も女性も、退社後の時間

に、育児でも、介護でも、勉強でもやりたいこと、やらなければならないことができます。

従業員のワーク・ライフ・バランスの実現が企業経営上の課題として注目されるようになった背景には、働き手の変化があります。働き手のライフスタイルが「仕事専念型」であった時代には、ワーク・ライフ・バランスの実現を求める声はありませんでした。

しかし、働く女性や共働きの世帯の増加など、働き手や夫婦のあり方が変化し、仕事以外にも「やりたいこと、やらなければならないことがある」層が増えてきました。こうした結果、企業として、従業員が能力を十分に発揮できる環境を整備するためには、「仕事専念型」の従業員を前提とした働き方を見直し、仕事と生活を両立できる状態、つまりワーク・ライフ・バランスが実現できる働き方を整えていくことが必要となりました。

仕事と生活の軸足の置き方は、働き手によって、また、ライフステージによっても違います。このため、個人にとっては望ましいワーク・ライフ・バランスのあり方は多様です。また、「ライフ」の内容も家庭生活だけでなく、地域活動、学習、健康などさまざまなものがあります。このような従業員のライフスタイルの多様性を踏まえ、各人が自分に適したワーク・ライ

フ・バランスを実現できるような取り組みが求められます。そのためには、効率的な働き方や、さらには働き方のバリエーションを増やすことが重要です。

## 2

### 男性の育児参加とワーク・ライフ・バランスの推進

少子化対策としての観点から、ワーク・ライフ・バランスの推進が提言されています。特に、男性が育児参加できる社会を実現することの必要性が言われています。

#### <仕事も家庭も大切にしたいという男性>

共働きの増加や、若い世代の意識の変化を背景に、仕事も家庭も大切にしたいという男性の声は確実に増えていきます。なぜ、企業が男性の育児に配慮することが必要なのか、その第一の答えがここにあります。

また、女性の活躍を推進する企業が増えていますが、女性にだけ育児が集中する環境は、女性の能力発揮の阻害要因の一つになっているとも言われています。

## 3

### ワーク・ライフ・バランスは企業の競争力を高める

ワーク・ライフ・バランスは、優秀な従業員の確保定着や従業員の意欲の向上を通じ、企業の競争力を高めると考えられます。また、生活と両立しやすい働き方により、女性や高齢者を含め、多様な価値観や生活経験を持つ人材の能力が活用され、企業経営にメリットをもたらします。

裁判員制度とは、国民が裁判員として刑事裁判に参加して、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める「国民の司法参加」を実現する制度です。この制度の創設を内容とする「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が、平成16年5月に公布されました。

この制度は、平成21年5月までの間にスタートします。

## 1 裁判員制度は、なぜ導入されるのか

国民が裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が裁判の内容に反映されることとなります。その結果、裁判が身近になり、国民の司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。そして、国民が自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることが期待されています。

国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

## 2 裁判員が参加するのはどのような事件か

代表的な例をあげると、次のような場合があります。

人を殺した場合（殺人）、強盗が人にけがをさせ、あるいは死亡させた場合（強盗致死傷）、人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合（傷害致死）、ひどく酒に酔った状態で自動車を運転して人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）、人が住ん

# 裁判員制度

## 平成21年スタート

でいる家に放火した場合（現住建造物等放火）、身代金を取る目的で人を誘拐した場合（身代金目的誘拐）、子供に食事を与えず放置して死亡させた場合（保護責任者遺棄致死）

## 3 裁判員はどのようにして選ばれるのか

最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任手続きにより選ばれます。

## 4 裁判員に選ばれたらどのようなことをするのか

次のような仕事をするようになります。

### (1) 公判に出席する（公開）

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に刑事事件の審理（公判といいます）に出席します。公判はできる限り連続

して開かれます。公判では証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告に対する質問が行われます。裁判員から証人等に質問することもできます。

### (2) 評議、評決をする（非公開）

証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを裁判官と一緒に議論し（評議）決定する（評決）こととなります。議論を尽くしても全員一致の結論が得られない場合、評決は多数決により行われます。

### (3) 判決宣告（公開）

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

## 5 裁判員になるための資格は知らない

衆議院議員の選挙権を有する人（20歳以上）であれば、原則として誰でもなることができます。

## 6 裁判員は法律のことを知らなくても良い

裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに評議を通じて判断をすることになりますので、特に法律知識は必要ありません。有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので心配ありません。また、検察官や弁護士も、裁判員に分かりやすい裁判が行われるよう努力することになります。

## 約款

約款とは、不特定多数の利用者を相手にする事業において、利用者との契約を定型的に処理するために、あらかじめ契約内容が定められている契約をいいます。

運送契約、保険契約、不動産取引契約、銀行取引契約、クレジット契約、ローン契約、コンピューターソフトウェアの購入などにおいて提示される契約書やパッケージに印刷された契約条項が約款の例です。鉄道、バス、タクシーの乗車など、通常、意識をしないで適用されている約款もあります。

約款には、事前に定型的な契約条項を規定しているので、大量の取引を定型的・画一的に取り扱うことが可能となります。一方、企業側のさまざまな過去の知見の集大成ですから、企業側に有利に作成されているのはいうまでもありません。

ローンやクレジットなどの場合は、申込書の裏面に、読む気にもなれない小さな文字で

紙面一杯記載されていますので、消費者が契約者となるような場合には、約款内容の十分な精査をすることは現実には困難であると思われる。

仮に、精査、検討を十分にしておいて、契約の一条項に変更の交渉をしてみたところ、大企業同士であるならば検討の余地があるかもしれませんが、そうでなければ契約をしないか、解除するしか選択の余地が残されていないのが現実です。

契約の解除となると困難なケースが出てきますから、中小企業の場合は契約をしないということはそれだけメリットがあるとも考えられます。

本人が合意していない約款の条項によって法的に拘束されるのはどうしてなのでしょう。法的には、約款に則って契約することが記された書面にサインや押印したことから、約款が合理的であれば、約款に拘束される意思があったと推定されるという裁判例があります。

## 職務給の見直し

年功序列賃金では、一度採用すれば人件費は増える一方のため、企業は採用に慎重になります。高齢の労働者はいくら意欲と能力が高くても、賃金が高くて採用しにくいものとなっています。

この問題を解決するには、賃金体系を、仕事に対して賃金を支払う職務給に変えていくことも一考に値します。

1995年にキヤノンの御手洗社長は、就任して間もなく、「終身雇用は守る。しかし、年功序列は廃止する」と宣言しました。労使の話し合いを経て、2001年から管理職に、翌年からは全社に「範囲職務給制度」を導入しました。この役職は幾らといった具合に、仕事の内容や責任に応じて支払い、社歴は全く関係がないというものです。

昇進も制度を改めました。完全な実力主義を前提に、適正テストなどを含めた客観的なアセスメント（評価）を実施しています。これによって社内の雰囲気はずこぶる良くなったようです。

### 扱いやすくなっている「少額訴訟制度」

少額訴訟制度を利用できるのは、六〇万円以下の金銭の請求（商品の引渡しや家屋の明渡しの請求、夫婦や家庭のトラブルは利用できません）に限られます。ただし、利息や遅延損害金はこの上限に含まれませんので、合計六〇万円を超えても構いません。本当は一〇〇万円の請求であっても、訴訟を二回に分けて、例えば、一回目を六〇万円、二回目を

四〇万円として請求することもできます。

少額訴訟は一回で審理を終了させますので、内容が複雑なトラブルには向いていません。例えば、鑑定人をたてたりするようなケースは難しいといえます。費用は、請求額が六〇万円中で、六千円の印紙代と裁判所が書類送付に使用する切手代となっています。